第二十六条の二	法	平成二十五年改正法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する法
	企業年金連合会	存続連合会

第五十三条中「及び第四十七条第三項」を「、第四十七条第三項及び第四十九条の二第一項」に、「及び第四十九条第三項の移換金」を「、第四十九条第三項及び第四十九条の二第一項の移換金」に改める。

第五十四条第三項の表第三十四条第一項ただし書の項中「及び第四十七条第三項」を「、第四十七条第三項及び第四十九条の二第一項」に、「及び第四十九条第三項」を「、第四十九条第三項及び平成二十五年改正法」に改め、同表第三十六条第一項の項中「又は平成二十五年改正法附則第四十九条の二第一項の企業型年金加入者等」の下に「又は平成二十五年改正法附則第四十九条第三項及び第四十八条第三項の終了制度加入者等」を加え、同表第四十七条の項中「及び第四十八条第三項及び第四十九条の二第一項」に改め、「第四十八条第三項及び第四十九条の二第一項の企業型年金加入者であった者」を加え、同表第五十四条の項中「又は平成二十五年改正法附則第四十八条第三項の終了制度加入者等」を「、平成二十五年改正法附則第四十八条第三項の終了制度加入者であった者」に改める。

第五十五条中「及び第四十八条第三項」を「、第四十八条第三項及び第四十九条の二第一項」に、「及び第四十九条第三項」を「、第四十九条第三項及び第四十九条の二第一項」に、「準用する。」を「、それぞれ準用する。」に改め、同条の表第二十九条第一号の項中「及び第四十七条第三項」を「、第四十七条第三項及び第四十九条の二第一項」に改める。

第五十九条の見出し中「基金中途脱退者又は確定給付企業年金中途脱退者等」に改め、同条中「、基金中途脱退者又は」を「、基金中途脱退者、」に改め、「。」の下に「又は企業型年金加入者であった者（平成二十五年改正法附則第四十九条の二第一項に規定する企業型年金加入者であった者をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「又は確定給付企業年金中途脱退者に」を「、確定給付企業年金中途脱退者又は企業型年金加入者であった者に」に、「又は確定給付企業年金脱退一時金相当額」を「、確定給付企業年金脱退一時金相当額又は個人別管理資産（確定拠出年金法第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。）」に改める。

第六十二条第二項第三号中「期間又は」を「期間、」に改め、「あった期間」の下に「又は平成二十五年改正法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第五十四条の五第二項の規定により存続連合会に移換された個人別管理資産の算定の基礎となった期間」を加える。

第六十四条第六項の表第五十二条の三の二第二項の項中

老齢厚生年金	老齢厚生年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第一条の規定による改正後の法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）

を

五年	十年
老齢厚生年金	老齢厚生年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第一条の規定による改正後の法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）

に改める。

第三十三条　平成二十六年経過措置政令の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表第二十四条の二第二項の項中

五年	十年
申出を	申出（同条第五項の規定により同条第一項の申出があったものとみなされた場合における当該申出を含む。）を

に改め、同表第六十条の二第四項の項中

法第百三十二条第二項	法第百三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項
申出	申出（同条第五項の規定により同条第一項の申出があったものとみなされた場合における当該申出を含む。）

に改め、同条第四項の表第十一条第一号ロの項中欄中「厚生年金基金」を「事業主が設立している厚生年金基金」に改め、同項の次に次のように加える。

第十一条第一号イ	加入者（事業主が同法第十四条第一項に規定する学校法人等である場合に限る。）	加入者
第十一条第一号ハ	事業主が設立している石炭鉱業年金基金に係る石炭鉱業年金基金法	石炭鉱業年金基金法
第十一条第一号ニ	事業主が実施している確定給付企業年金	確定給付企業年金

第三条第四項の表第十一条第二号の項を次のように改める。

第十一条第二号	二　企業型年金加入者であって前号イからニまでに掲げるもの　二万五千五百円	二　企業型年金加入者であって他制度加入者であるもの　二万七千五百円

一条第一号の項中「企業型年金加入者であって」及び「企業型年金規約において企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定めていない企業型年金加入者（次号において「個人型年金同時加入制限者」という。）であって、」を削り、「以下この条」を「次号」に改め、同項の次に次のように加える。